慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究四三七〕平二五1(民集六七巻五号一二〇八頁) 一 いわゆる明示的一部請求の訴えに係る訴訟において、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため判決において上記債権の総額の認定がされた場合における、残部についての消滅時効の中断 二 いわゆる明示的一部請求の訴えの提起と残部についての裁判上の催告としての消滅時効の中断 三 消滅時効期間の経過後、その経過前にした催告から六箇月以内にした催告と消滅時効の中断(平成二五年六月六日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	川嶋, 隆憲(Kawashima, Takanori) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.3 (2014. 3) ,p.77- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140328-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究四三七〕

平二五1（民集六七巻五号一二〇八頁）

一　いわゆる明示的一部請求の訴えに係る訴訟において、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため判決において上記債権の総額の認定がされた場合における、残部についての消滅時効の中断

二　いわゆる明示的一部請求の訴えの提起と残部についての裁判上の催告としての消滅時効の中断

三　消滅時効期間の経過後、その経過前にした催告から六箇月以内にした催告と消滅時効の中断

未収金請求事件、最高裁判所平成二四年(受)第三四九号、平成二五年六月六日第一小法廷判決、上告棄却

〔事　実〕

本件は、いわゆる明示的一部請求後の残部請求の訴え（以下、「本件訴え」という）において、残部請求についての消滅時効の成否が争われた事案である。本件訴えに至る事実関係は概ね以下のとおりである。

訴外AはYに対して商行為によって生じた未収金債権（消滅時効期間は五年）を有していたところ、平成一〇年九月三日に死亡し、Xが遺言執行者に就職した。本件未収金債権については、平成一二年六月二四日に、YがXに対して債務の承認をした事実が認められる（これにより本件未収金債権は同日から五年を経過する平成一七年六月二四日に消滅時効が完成する）。その後、Xは、平成一七年四月一六日到達の内容証明郵便でYに対して本件未収金債権の支払いの催告（以下、「本件催告」という）をし、同年一〇月一四日には、Yに対して本件未収金債権の総額三億九七六一万二一四一円のうち五二九三万三二四三円の支払いを求める訴え（以下、「別件訴え」という）を提起した。これに対してYは、Xが主張する本件未収金債権の総額には、相殺処理によって既に消滅した分が含まれていると主張した（以下、「別件抗弁」という）。裁判所（大阪高判平成二一・四・二四判例集未登

載）は、Yの別件抗弁に理由があると判断したうえで、現存する本件未収金債権の額は七五二八万三二四三円であると認定して、Xの請求を全部認容する旨の判決（以下、「別件判決」という）を言渡し、同判決は平成二一年九月一八日に確定した。

Xは、平成二一年六月三〇日に本件訴えを提起し、別件判決の認定に沿って、現存する本件未収金債権の額は七五二八万三二四三円であり、別件訴えに係る訴訟で請求していなかった残部として二二三五万円の支払いを請求した。これに対してYは、本件残部については、本件催告から六か月以内に民法一五三条所定の措置を講じなかった以上は消滅時効が完成していると主張して、これを援用した。

原々審（大阪地判平成二三・三・二四金判一四二二号一五頁）は、別件訴えの提起により本訴請求に係る未収金債権の残額部分についても時効の中断の効力を生ずるとして、Xの請求を認容した。これに対して、原審（大阪高判平成二三・一一・二四金判一四二二号一四頁）は、①別件訴訟は一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して提起されたものと認められるから、別件訴訟の訴訟物となるのは上記数量的な一部に限られ、訴訟物となっていない残額部分については時効の中断が生じないというべきである、また、②仮に別件訴訟において残額部分についても裁判所の判断がされたことにより裁判上の催告がされたものとみることができるとしても、残額部分については単に催告を繰り返したものと評価せざるを得ず、本件催告から六か月以内に民法一五三条所定の確定的な時効中断手続がとられていない本件においては、残額部分について消滅時効が完成したというほかないとして、Xの請求を棄却した。これに対してXが上告受理の申立てをして受理された。

Xの上告受理申立理由は、①別件判決においては、本件未収金債権の一部が消滅している旨の別件抗弁に理由があると判断されたうえ、現存する本件未収金債権の額が七五二八万三二四三円であると認定されたのであるから、別件訴えの提起は、請求の対象となっていなかった本件残部についても、裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずる、②仮に上記①のように解することができなくとも、別件訴えの提起は、本件残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずると解すべきであり、別件訴えに係る訴訟の係属中に本件訴えが提起されたのであるから、本件残部につき確定的に消滅時効の中断の効力が生じている、というものであった。

〔判　旨〕

上告棄却。

上告受理申立理由①について「数量的に可分な債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場

合、当該訴えの提起による裁判上の請求としての消滅時効の中断の効力は、その一部についてのみ生ずるのであって、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない（最高裁昭和三一年㈲第三八八号同三四年二月二〇日第二小法廷判決・民集一三巻二号二〇九頁参照）。そして、この理は、上記訴え（以下「明示的一部請求の訴え」という。）に係る訴訟において、弁済、相殺等により債権の一部が消滅している旨の抗弁が提出され、これに理由があると判断されたため、判決において上記債権の総額の認定がされたとしても、異なるものではないというべきである。なぜなら、当該認定は判決理由中の判断にすぎないのであって、残部のうち消滅していないと判断された部分については、その存在が確定していないのはもちろん、確定したのと同視することができるともいえないからである。

したがって、明示的一部請求の訴えである別件訴えの提起が、請求の対象となっていなかった本件残部についても、裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるということはできない。」

上告受理申立理由②について「明示的一部請求の訴えにおいて請求された部分と請求されていない残部とは、請求原因事実を基本的に同じくすること、明示的一部請求の訴えを提起する債権者としては、将来にわたって残部をおよそ請求しないという意思の下に請求を一部にとどめているわけではないのが通常であると解されることに鑑みると、明示的一部請求の訴えに係る訴訟の係属中は、原則として、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものとみることができる。

したがって、明示的一部請求の訴えが提起された場合、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずるというべきであり、債権者は、当該訴えに係る訴訟の終了後六箇月以内に民法一五三条所定の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確定的に中断することができると解するのが相当である。

もっとも、催告は、六箇月以内に民法一五三条所定の措置を講じなければ、時効の中断の効力を生じないのであって、催告から六箇月以内に再び催告をしたにすぎない場合にも時効の完成が阻止されることとなれば、催告が繰り返された場合にはいつまでも時効が完成しないことになりかねず、時効期間が定められた趣旨に反し、相当ではない。

したがって、消滅時効期間が経過した後、その経過前にした催告から六箇月以内に再び催告をしても、第一の催告から六箇月以内に民法一五三条所定の措置を講じなかった以上は、

第一の催告から六箇月を経過することにより、消滅時効が完成するというべきである。この理は、第二の催告が明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異なるものではない。

これを本件についてみると、Xは、本件催告から六箇月以内に、別件訴えを提起したにすぎず、本件残部について民法一五三条所定の措置を講じなかったのであるから、本件残部について消滅時効が完成していることは明らかである。」

〔評　釈〕

判旨に反対する。

一　本判決の意義

本判決は、いわゆる明示的一部請求の訴えの提起によって生じる実体法上の効果に関して、以下の三点において最高裁としての新たな判断を示したものである。(1)

第一に、明示的一部請求の訴えの提起による時効中断効は明示された一部についてのみ生じ、そのことは、前訴において債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたために前訴判決において債権総額の認定がされた場合でも同様であるとした点である。従来の判例理論によれば、明示的一部請求の訴えにおいては明示された一部のみが訴訟物となり、時効中断効もその部分についてのみ生じると解されていたところ、(2)本判決はこのような考え方を維持したうえで、その理は前訴において債権全体の審理・判断がされた場合でも変わらない旨を明らかにした。

第二に、明示的一部請求の訴えにおいては、原則として残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものと見ることができ、したがって残部について権利行使の意思が継続的に表示されているとは言えない特段の事情のない限り、残部については「裁判上の催告」としての暫定的な時効中断効を生じるとした点である。最高裁は、これまでにも訴訟において主張された訴訟物以外の権利関係について「裁判上の催告」としての効力を生じる場合があることを認めているが、(3)本判決はこのような解釈手法が明示的一部請求の訴えにおける残部請求についても妥当することを明らかにした。

第三に、上記のような「裁判上の催告」であっても、既になされた催告の時効中断効を延長ないし更新する効果を持つものではなく、消滅時効期間が経過した後は、その経過前にした催告から六か月以内に再び催告をしても、当初の催告から六か月を経過することにより消滅時効が完成す

るとした点である。催告を繰り返した場合にその都度時効中断効が生じるものではないことは、従来からの判例および通説的理解であると見られているところ、[4] 本判決は、二度目の催告が明示的一部請求の訴えの提起による「裁判上の催告」である場合でもなんら異なるものではないことを明らかにした。

本判決は、基本的には時効中断効に関する従来の判例理論を応用したものであり、その意味では予想された判決であったと見ることもできるが、その一方で、これまで必ずしも明らかでなかった上記諸論点について最高裁としての見解が初めて示されたものであり、理論上も実務上も重要な意義を有するものと思われる。そこで、以下本評釈では、本判決および本判決が前提とする判例理論等について検討したうえで、本判決が今後の一部請求訴訟に与える影響について考察する。

二　一部請求の訴えと時効中断効の範囲

訴えの提起は、実体法上、時効の中断および期間の遵守という効果を生じるが（民一四七条一号、民訴一四七条参照）、一部請求の訴えの提起が残部について時効中断効を生じるか否かについては、時効中断効の根拠に関する理解や一部請求論に関する見解の相違等を反映して、従来から議論がある。

判例は、[5] いわゆる明示説[6]を基礎として、前訴において一部請求であることの明示がある場合には訴訟物は明示された一部に限定され、時効中断効もその部分についてのみ生じるとする一方、[7] 一部請求であることの明示がない場合には訴訟物は債権の全部であり、時効中断効は債権全体について生じるとする。[8] 本判決が参照する最判昭和三四・二・二〇民集一三巻二号二〇九頁（以下、「昭和三四年最判」という）は、[9] 一部請求訴訟の時効中断効の範囲に関して判示した初めての最高裁判決であるが、[10] 同判決は、「裁判上の請求があったというためには、単にその権利が訴訟において主張されたというだけでは足りず、いわゆる訴訟物となったことを要する」との理解を前提として、「一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴が提起された場合、……訴訟物となるのは右債権の一部であって全部ではない」と解されることから、「債権の一部についてのみ判決を求める旨明示した訴の提起があった場合、訴提起による消滅時効中断の効力は、その一部の範囲においてのみ生じ」るとしている。[11] このように、最高裁は少なくとも一部請求訴訟との関係においては、時効中断

効の根拠に関していわゆる権利確定説[12]を基礎とし、一部請求訴訟の訴訟物に関しては明示説の考え方を採用することで、結論において時効中断効の範囲を明示された一部に限定している。

学説は、大別して、①一部請求の訴えは訴求した一部についてのみ時効中断効を生じ、残部については時効中断効を生じないとする見解（以下、「一部中断説」という）、②残部を含む債権全体について時効中断効を生じるとする見解（以下、「全部中断説」という）、③一部請求の態様や事案類型によって結論を異にする見解（以下、「折衷説」という）とに分類できる。[13] 一部中断説は、一部請求訴訟の訴訟物は訴求された一部であり、かつ、時効中断効は訴訟物の範囲においてのみ生じるとの理解に基づく。[14] これに対して、全部中断説は、一部請求訴訟の訴訟物は債権全体であることを前提としてその範囲で時効中断効が生じると解するものが比較的多いが、[15] 他方で、訴訟物の範囲と時効中断効の範囲とを切り離し、一部請求であっても債権全体が審理の対象となること、[16] あるいはまた、一部請求であっても同一権利である以上は残部についても継続した事実状態が法的に否定されたと解することができること[17]などを理由として、債権全体にわたって時効中断効を認める見解も主張される。また、折衷説の中には、訴求部分と残額部分とが何らかの標識（履行期の違いや担保の有無など）により区別される場合には時効中断効は訴求部分についてのみ生じるが、そのような区別がない場合には時効中断効は全体について生じるとする見解[18]や、判例と同様に、一部請求であることの明示の有無によって区別し、明示があれば時効中断効は訴求部分についてのみ生じ、明示がなければ時効中断効は債権全体について生じるとする見解[19]などが見られる。さらに近年では、一部請求訴訟の原告について、一部明示責任、理由明示責任、請求拡張責任といった信義則上の行為責任を観念し、これらの行為責任を果たさない場合には、一部請求訴訟の事案類型や当該事案の具体的事情に照らして一定の不利益な扱いを受けるとする見解も有力に主張される。[20]

従来の判例理論を前提とすれば、明示的一部請求訴訟の訴訟物は明示された一部に限定されると解される以上、本件のように債権全体の審理・判断がなされた場合でも、訴訟物となっていない残部について時効中断効を生じないと解するのが論理的な帰結ではある。しかしながら、本判決が前提とする昭和三四年最判に対しては、従来から、明示的一部請求の場合に残部請求を許容しようとする明示説の

方向と矛盾するとの批判が強いほか[21]、時効中断や一部請求に関するその後の判例理論との整合性の観点から同判決を維持することを疑問視する見解も少なくない[22]。すなわち、昭和三四年最判は、訴訟物ないし既判力の範囲と時効中断効の範囲とが一致するとの前提に立っているが、その後の判例の中には、訴訟物の範囲を超えて時効中断効が生じる場合があることを認めたものも少なからず存在しており[23]、訴訟物の範囲から論理必然的に時効中断効の範囲が決まるとの考え方は最高裁自身も採用していないと見られる[24]。また、一部請求に関する最近の判例は、明示的一部請求であっても債権全体が審理・判断の対象となる場合とそうでない場合とで事案の扱いを異にしており[25]、一部請求に関する事件処理は明示の有無のみによって決まる問題ではないことが次第に明らかとなっている。これらの状況に鑑みれば、本判決が今日においてなお昭和三四年最判を維持し、訴訟物の範囲や明示の有無といった形式的要素のみによって時効中断効の有無を決していることは硬直的に過ぎるように思われる。一部請求訴訟の事案類型も様々であり[26]、原告が一部請求を選択した動機や目的、一部請求訴訟における審理の態様なども様々に異なりうることを考慮すれば、そのすべてを画一的に処理することは適当ではない。

本件一部請求訴訟は、原告の主張する未収金債権の総額が争点の一つとなり、原告は自身の債権総額の根拠を主張して争う一方、被告は債権の一部消滅の抗弁を主張して争い、審理の結果、原告の債権総額について裁判所の判断が示された事案であった。こうした審理経過を前提とすれば、時効中断効の根拠に関して裁判上の権利主張をもって時効中断効の基礎とする権利主張説の立場によれば、残部を含む債権全体について原告による権利主張があったものとして時効中断効を生じると解されよう。また、判決による権利の確定をもって時効中断効の基礎とする権利確定説の立場によったとしても、権利確定の範囲を弾力的に捉え、上記のような審理経過の下では残額部分についても訴訟物として確定したのと実質上同視することができると見るならば、残部について時効中断効を認める余地もありえたように思われる[27]。前述のように、時効中断効の範囲に関する最高裁の立場は訴訟物ないし既判力の範囲と必ずしも一致するものではないし、後に見る「裁判上の催告」という法律構成を採用した場合に生じうる不都合を回避するためにも、少なくとも本件のように審理の過程において債権総額について審理・判断がなされている事案においては、残部についても時効中断効を生じると解するのが相当であったよう

に思われる。

三　一部請求の訴えと裁判上の催告

本判決は、明示的一部請求の場合の残額部分について「裁判上の請求」としての確定的な時効中断効を否定する一方で、特段の事情のない限り、「裁判上の催告」としての効力を生じるとし、債権者は、当該訴えに係る訴訟の終了後六か月以内に民法一五三条所定の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確定的に中断することができるとする。

「裁判上の催告」についてはこれを直接的に規定した条文はないが、裁判上の請求や攻撃防御方法としての権利主張には催告としての実体があること、また、これらの手続中でなされる権利主張は裁判外の催告よりも明確な権利主張であることなどを理由として、当該訴訟の係属中は催告が継続しているものと見て、当該訴訟の終結した時から六か月以内に他の強力な中断事由に訴えれば時効中断の効力は維持されるとする解釈が古くから主張されている[28]。最高裁も、最大判昭和三八・一〇・三〇民集一七巻九号一二五二頁において、被告が留置権および被担保債権の存在を抗弁として主張した場合に、当該被担保債権について「裁判上の催告」としての効力を認めており、以降、「裁判上の催告」の概念は判例上も定着している[29]。

もっとも、明示的一部請求の訴えが残部につき「裁判上の催告」としての効力を生じるか否かについては、残部について確定的な時効中断効を否定する立場の間でも見解が分かれる。これを肯定する見解は、一部請求の訴えにおいても残部について広い意味での請求の意思が示されていると見られること、また、残部について時効中断効を完全に否定することが具体的妥当性に欠けることなどを理由とするが[30]、これに対しては、「裁判上の催告」としての効力を認めることは一部請求の訴えを提起することにより訴訟費用を節約することのできた原告に対して過分の保護を与えるものであること、一部請求訴訟において一旦請求を拡張したのちに拡張部分を取り下げた場合と全く請求を拡張しなかった場合とで時効中断効の範囲を異にするという不均衡を生じることなどを理由として、否定的な見解も見られる[31]。なお、残部について「裁判上の請求」としての時効中断効を肯定する立場によれば、明示的一部請求の訴えにより残部についても確定的な時効中断効を生じる以上、「裁判上の催告」としての効力は不要とされる[32]。

判例では、最高裁においてこの問題を正面から取り上げ

たものは見当たらないが[33]、下級審裁判例の中には、一部請求訴訟における原告の意思または行為に照らして、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されていたとして、「裁判上の催告」としての効果を肯定したものが散見される。これには、例えば、①一部請求の原告において「残額につきその権利の存在を主張しないとする意思を表していたものと認めるべき証拠はな」い等の事情に基づいて残部につき裁判上の催告としての効力を認めた事例[34]、②一部請求の原告において「特段損害項目を特定して請求額を限定したものではなく、……請求額を超える全損害の内容及び損害額の主張立証をし、単に請求した額の限度での支払を求めていたにすぎない」という事実関係に基づいて残部について裁判上の催告としての効力を認めた事例[35]、③一部請求の訴状において「原告は追って被告の時効の主張を見て請求額を拡張する予定である」と記載していた事実を基礎として残部についても裁判上の催告としての効力を認めた事例[36]などがある。本判決は、基本的にこうした下級審裁判例の集積をふまえながらも、「特段の事情」のない限り裁判上の催告としての効力を生じる旨を明らかにすることで、原則と例外の関係をより明確にするとともに、催告の存否に関する原告の立証負担の緩和を図ったものと見られる。

筆者は、前述のように、残部についても時効中断効を生じうるとの立場に立つが、仮に判例と同じく残部については時効中断効を生じないとの理解を前提とした場合には、一部請求訴訟の係属中に残部について時効が完成する事態を回避するために、残部について「裁判上の催告」としての効力を認めることが相当であると考える。この点、一部請求の原告においては請求の拡張によって時効中断効を得ることができる以上、あえて「裁判上の催告」としての効力を認めて原告の利益を保護する必要性はないとの批判もありえよう。しかしながら、債権額が当初より明確であって請求を拡張することに格別の支障がない場合はともかく、訴え提起の時点では債権額が不明であって審理の進展によりその額が明らかになる事案においては、原告が時効完成前に適切に請求を拡張することが期待できない場合も少なくないように思われる[37]。そのような場合としては、例えば、債権総額が訴え提起の時点では不明であるために一部請求を選択する場合（総額不明型）や、相殺や過失相殺が見込まれる事案において反対債権の金額や過失割合が不明であるために一部請求を選択する場合（相殺考慮型）などが考えられるが[38]、そうした一部請求訴訟の多様性に鑑みれば、審理の経過を見定めて原告が適切に請求を拡張できる余地

を残しておくことが相当である。

その意味では、本判決が残部につき「裁判上の催告」としての暫定的な時効中断効を肯定したことは、前記昭和三四年最判を前提とした判例理論の制約の下で、なお残部を時効完成により消失させないための解釈上の工夫として評価することもできる。[39] しかしながら、本判決があわせて明らかにしているように、残部について「裁判上の催告」としての効力を認めても、既になされた催告の効力を延長ないし更新する効果まではない以上、当初の催告から六か月を経過することにより訴訟の係属中に残部について時効が完成する事態を生じうることは否定できないのであって、その範囲において「裁判上の催告」による事件処理には限界があると言わざるを得ない。前記のような審理の進展に応じた請求拡張の余地を残しておくとすれば、少なくとも現行法上の枠組みの下では、明示的一部請求の訴えの提起時において残部についても確定的な時効中断効を認めることで対処すべきものと解される。[40]

なお、本判決のいう「特段の事情」としては、同判決が例示的に挙げる「債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしている」場合を手掛かりとするならば、残部について請求権または訴権の放棄があったものと評価できるような、極めて限定的な場面に限られよう。[41]

四　催告の繰り返しと時効中断効

本判決は明示的一部請求の訴えが残部について「裁判上の催告」としての効力を生じることを認めたうえで、その効力については通常の催告と同様に、既になされた催告の効力を延長ないし更新する効力まではなく、当初の催告から六か月以内に民法一五三条所定の措置を講じなかった以上は、当初の催告から六か月を経過することにより消滅時効が完成するとしている。

催告を繰り返した場合にその都度六か月の時効中断効を生じるものでないことは、学説および判例のほぼ一致した見解であると見られる。[42] 民法一五三条によれば催告はその後六か月以内に裁判上の請求その他の同条所定の措置を講じなければ時効中断効を生じないと規定されているところ、再び催告を繰り返しても同条所定の措置を講じたことにはならないし、仮に催告の都度六か月の時効中断効を生じるとすれば、催告を繰り返すことによりいつまでも時効が完成しないことになってしまい、時効期間を定めた法の趣旨が没却されると考えられるためである。この点に関する

リーディング・ケースとされる大判大正八・六・三〇民録二五輯一二〇〇頁は、催告の都度時効が有効に中断するとした原審の判断を否定している。[43]

本判決がこうした従来の解釈論を踏襲していることは明らかであるが、「この理は、第二の催告が明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異なるものではない（傍点筆者）」とする判旨からは、本判決は、あくまで第二の催告が明示的一部請求の訴えの提起による場合について判示したものであって、およそ裁判上の催告一般について催告の繰り返しによる時効中断効を否定したものではないと見られる。[44] 学説の中には、裁判外の催告の後六か月以内に訴えを提起しながら手続上の理由により当該訴えが却下された場合など、権利者としてなすべき行為をしながら権利者の責めに帰すことのできない事由により時効中断効が失われるに至るケースにおいて、先行する裁判外の催告の存在にかかわらず「裁判上の催告」としての効力が当該訴訟の終了時まで継続する旨を説くものがあるが、[45] そのような理論の是非については引き続き解釈に委ねられよう。

五　今後の一部請求訴訟への影響

本判決により、一部請求に関する判例の立場は、いわゆる明示説を前提としながらも、残部については確定的な時効中断効を生じない結果として権利を失う場合があることを否定しないスタンスであることがより鮮明になった。今般の民法（債権関係）改正審議においても一部請求の訴えと時効中断効の範囲については引き続き解釈に委ねられる見通しのようであり、[46] 本判決の示した解釈は今後当面にわたって実務上の指針となることが予想される。前述のように筆者は判旨に否定的ではあるが、以下、本判決を前提として、明示的一部請求の原告が残部請求を消滅時効の完成により失わないために採りうる方法について若干の考察を試みる。

まず一つには、一部請求訴訟の係属中に残部について請求を拡張することにより残部についても確定的な時効中断効を生じさせる方法が考えられる。ただし、本件のように、消滅時効の完成前六か月以内において裁判外の催告が先行する事案においては、当該催告から六か月以内に残部について請求を拡張しなければ残部について消滅時効が完成することになるため、原告において一部請求の訴え提起後、十分な時間的余裕がないままに請求の拡張を余儀なくされ

る場合を生じうる。このことは、一部請求訴訟の審理の経過を見定めたうえで請求の拡張の要否やその範囲を判断したいと考える原告にとって、一部請求を選択するメリットが損なわれる場合があることを意味する。

二つ目に、裁判外の催告を経ることなく直ちに明示的一部請求の訴えを提起することにより、残部について「裁判上の催告」としての暫定的な時効中断効を生じさせたうえ、訴訟係属中に請求を拡張するかまたは訴訟終了後六か月以内に残部請求の訴えを提起することによって残部について確定的な時効中断効を生じさせる方法が考えられる。この場合は、明示的一部請求の訴えが残部について第一の催告となるために、訴訟係属中およびその終了後六か月にわたって消滅時効は完成しない。もっとも、無催告で訴えを提起することについては、その後の当事者間の関係や紛争解決の行方に与える影響等を考慮して慎重にならざるを得ない場合もありうるように思われる。

三つ目に、債権者が裁判外の催告をするに際して、当該催告が権利の一部についての催告である旨を明確にすることにより、残部について催告としての効力を生じさせないことが考えられる。債権の一部についての催告は、一般的には催告の意思解釈の問題として、通常は債権全体にわたって暫定的な時効中断効を生じると解されているが、[47] 債権者の意思が催告の対象を明確に限定している場合には、催告の効力もその範囲に限定されると解される。こうしたいわば「明示的一部催告」がなされている場合には、残部については明示的一部請求の訴えを提起した時点で第一の催告がなされたことになるために、その後、訴訟係属中および訴訟終了後六か月にわたって消滅時効は完成しないと考えられる。

もちろん、より根本的な対応としては、一部請求を選択しようとする原告において請求の拡張までに要する期間を織り込んだうえ、適切な時期に一部請求の訴えを提起することが望ましい。しかしながら、債権が短期消滅時効にかかる場合をはじめ、必ずしも原告の責めに帰すことのできない事由により原告において十分な時間的余裕なくして一部請求の訴えを提起しなければならない場合も一定程度存在するものと思われる。事案によっては上記のような対応を採らざるを得ない場面もありえよう。

（1）本判決の解説および評釈として、林昭一「判批」TKCローライブラリー（文献番号 z18817009-00-060400954）（二〇一三年）、川嶋四郎「判批」法セ七〇五号（二〇一三

年）一一二頁、宗宮英俊「判批」NBL一〇一三号（二〇一三年）七五頁などがある。

（2）最判昭和三四・二・二〇民集一三巻二号二〇九頁参照。

（3）最大判昭和三八・一〇・三〇民集一七巻九号一二五二頁、最判昭和四三・一二・二四集民九三号九〇七頁、最判昭和四五・九・一〇民集二四巻一〇号一三八九頁、最判平成一〇・一二・一七判時一六六四号五九頁など参照。

（4）大判大正八・六・三〇民録二五輯一二〇〇頁参照。

（5）判例の整理および分析について、中島弘雅「提訴による時効中断の範囲」中野貞一郎先生古稀祝賀『判例民事訴訟法の理論㈠』（有斐閣・一九九五年）三二一頁以下、石渡哲「一部請求の訴えと時効中断効」慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学・民事手続法』（慶應義塾大学法学部・二〇〇八年）一三頁以下参照。

（6）判例の採用するいわゆる明示説は、前訴において一部請求であることの明示があった場合には訴訟物は明示された一部に限定され、前訴判決の既判力は残部には及ばないが、一部請求であることの明示がなかった場合には訴訟物は債権全体であり、前訴判決の既判力は残部にも及ぶとするものである（最判昭和三二・六・七民集一一巻六号九四八頁、最判昭和三七・八・一〇民集一六巻八号一七二〇頁参照）。ただし、金銭債権の数量的一部請求訴訟で全部または一部棄却判決を受けた原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない（最判平成一〇・六・一二民集五二巻四号一一四七頁）。

（7）最判昭和三四・二・二〇民集一三巻二号二〇九頁、最判昭和四三・六・二七集民九一号四六一頁。なお、前者は金銭債権の数量的一部請求の事案、後者は金銭債権の特定の一部を請求した事案（いわゆる費目限定型）である。

（8）最判昭和四五・七・二四民集二四巻七号一一七七頁。

（9）本判決の解説および評釈として、川添利起「判解」最判解民事篇昭和三四年度二五頁、斎藤秀夫「判批」民商四一巻二号（一九五九年）一一八頁、伊東乾「判批」法研三二巻一一号（一九五九年）六一頁、三ケ月章「判批」法協七七巻一号（一九六〇年）九二頁、中田淳一「判批」『民事訴訟法判例百選〔初版〕』（有斐閣・一九六五年）七八頁、有紀新「判批」『民法判例百選Ⅰ〔初版〕』（有斐閣・一九七四年）九六頁、春日偉知郎「判批」『民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法対応補正版〕』（有斐閣・一九九六年）九四頁など。

（10）大審院の判例として、大判昭和四・三・一九民集八巻一九九頁がある。同判決は、明示の有無をとくに区別することなく、一部請求の訴えは残部について時効中断効を生じないとしていた。

（11）なお、同判決については、明示的一部請求の訴えは残

部についても時効中断効を生じるとする、藤田八郎裁判官の少数意見が付されている。藤田裁判官の少数意見は、多数意見と同様に一部請求訴訟の訴訟物は訴求された一部に限られるとの理解を前提としながらも、時効中断事由としての「裁判上の請求」の範囲は、訴訟係属の範囲にかかわらず、時効中断の制度趣旨に従って究明すれば足りるとするものである。とくに本件のように残部について何時でも請求の拡張によって判決を求めることができる場合は、いわば「請求の潜在的訴訟係属」があるものとして、これを「裁判上の請求」または「裁判上の請求に準ずべきもの」と見ても、時効中断の制度趣旨に反するものではないとしている。

(12) 時効中断効の根拠については、大別して、時効中断効の根拠を判決の既判力による権利関係の確定に求める権利確定説と、これを権利者の明確な権利主張行為に求める権利主張説との見解の対立が見られる。判例・学説の状況と分析については、松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣・二〇一一年）五六頁以下に詳しい。

(13) 学説の状況について、兼子一原著『条解民事訴訟法〔第二版〕』（弘文堂・二〇一一年）八五六頁〔竹下守夫＝上原敏夫〕、菊井維大＝村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ』（日本評論社・二〇〇八年）二三六頁、新堂幸司＝福永有利編『注釈民事訴訟法(5)』（有斐閣・一九九八年）三〇八頁〔堤龍弥〕、石渡・前掲注(5)二五頁など参照。

(14) 加藤正治『民事訴訟法要論』（有斐閣・一九四六年）三九三頁参照。

(15) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第五版〕』（弘文堂・二〇一一年）二三二頁、伊藤眞『民事訴訟法〔第四版〕』（有斐閣・二〇一一年）二二三頁、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第七版〕』（弘文堂・二〇一二年）二二三頁など。また、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)〔第二版補訂版〕』（有斐閣・二〇一三年）一一七頁参照。

(16) 上田徹一郎『民事訴訟法〔第七版〕』（法学書院・二〇一一年）一五四頁、小島武司『民事訴訟法』（有斐閣・二〇一三年）二八六頁参照。

(17) 兼子原著・前掲注(13)八五六頁〔竹下＝上原〕、伊東・前掲注(9)六二頁、坂原正夫「判批」法研四五巻一号（一九七二年）一四一頁、中島・前掲注(5)三四五頁、石渡・前掲注(5)二八頁以下など。また、我妻栄『新訂民法総則』（岩波書店・一九六五年）四六七頁参照。

(18) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』（酒井書店・一九六五年）一七九頁、三四二頁、川島武宜編『注釈民法(5)』（有斐閣・一九六七年）八八頁〔岡本坦〕参照。

(19) 斎藤・前掲注(9)一二一頁、菊井維大＝村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅱ』（日本評論社・一九八九年）二〇四頁。

(20) 三木浩一「一部請求論の展開」慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学・民事手続法』(慶應義塾大学法学部・二〇〇八年)二〇三頁以下(同『民事訴訟における手続運営の理論』(有斐閣・二〇一三年)所収)参照。ただし、この見解は信義則上の行為責任と時効中断効との関係については明言していない。

(21) 高橋・前掲注(15)一一六頁参照。

(22) 石渡・前掲注(5)三三頁以下は、昭和三四年最判を含む伝統的な判例理論と最近の判例・学説との間に齟齬が生じていることを示唆する。また、林・前掲注(1)三頁参照。

(23) 最大判昭和四三・一一・一三民集二二巻一二号二五一〇頁、最判昭和四四・一一・二七民集二三巻一一号二二五一頁は、いずれも被告の答弁書による主張を裁判上の請求に準ずるものとして確定的な時効中断効を肯定した事例である。また、最判昭和六二・一〇・一六民集四一巻七号一四九七頁は、手形金請求の訴えの提起は原因債権についても時効中断効を生じるとする。

(24) 例えば、篠原勝美「判解」最判解民事篇昭和六二年度六三九頁は、判例の立場について、「権利の確定は必ずしも『既判力』にまで高められた強度なものである必要はなく、……当事者が同一で、訴訟物としての権利主張が当該権利の主張の一態様、一手段とみられるような牽連関係があるか、その存在が実質的に確定される結果となるようなときは、これを『裁判上の請求』に準ずるものとして、訴訟物となっていない権利についても時効中断を認めているものと解されよう」と分析する。

(25) 最判平成一〇・六・一二民集五二巻四号一一四七頁は、金銭債権の数量的一部請求訴訟で全部または一部棄却判決を受けた原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情のない限り、信義則に反して許されないとの判断を示したが、その後、最判平成二〇・七・一〇判時二〇二〇号七一頁は、いわゆる費目限定型の損害賠償請求訴訟で一部敗訴した原告について、前訴で請求の対象としなかった損害費目につき訴えを提起することを許容している。

(26) 一部請求訴訟の多様性を分析・考察したものとして、三木浩一「一部請求論について――手続運営論の視点から――」民訴四七号(二〇〇一年)三〇頁以下(同『民事訴訟における手続運営の理論』(有斐閣・二〇一三年)所収)参照。

(27) 本件原々審である大阪地判平成二三・三・二四金判一四二二号一五頁は、このような観点から残部についても時効中断効を生じるとの結論を導いている。

(28) 我妻・前掲注(17)四六六頁、幾代通『民法総則〔第二版〕』(青林書院新社・一九八四年)五七二頁、川島編・前掲注(18)一一一頁〔川井健〕など参照。

(29) 最判昭和四三・一二・二四集民九三巻九〇七頁(農地

の所有権移転登記請求訴訟において、知事に対する許可申請手続請求権についても裁判上の催告としての時効中断効を肯定）、最判昭和四五・九・一〇民集二四巻一〇号一三八九頁（債権者による破産申立ての取下後六か月以内に提起された訴えにつき時効中断効を肯定）、最判平成一〇・一二・一七判時一六六四号五九頁（不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、不当利得返還請求権についても裁判上の催告としての時効中断効を肯定）など。

(30) 我妻・前掲注(17)四六七頁、松久三四彦「時効制度」星野英一編『民法講座1』（有斐閣・一九八四年）五八五頁など参照。

(31) 斎藤・前掲注(9)一二三頁、川島編・前掲注(18)八八頁〔川井〕参照。

(32) 伊東・前掲注(9)六二頁、坂原・前掲注(17)一四一頁、石渡・前掲注(5)三六頁参照。

(33) 最判昭和五三・四・一三訟月二四巻六号一二六五頁は、後掲東京高判昭和四九・一二・二〇判時七六九号五〇頁の上告審判決であるが、いわゆる例文判決であり、原判決の理論構成を積極的に是認するものであるかは明らかではない。

(34) 東京高判昭和四九・一二・二〇判時七六九号五〇頁。

(35) 高松高判平成一九・二・二二判時一九六〇号四〇頁。

(36) 知財高判平成二五・四・一八判時二一九六号一〇三頁。

(37) 川嶋・前掲注(1)一一二頁も、「本件のように前訴を通じて総額が明らかになる類型の事案では酷な結果を招きかねない」と指摘する。

(38) 三木・前掲注(26)三四頁以下によれば、一部請求の事案類型は、大別して、試験訴訟型、総額不明型、資力考慮型、相殺考慮型、費目限定型、一律一部請求型に整理される。

(39) 林・前掲注(1)四頁は、本判決の結論について、「その当否は別として、時効に関する錯綜した判例法理の中から導かれる巧みな考え方の一つである」と評する。

(40) もちろん、このような解釈によっても残部請求が当然に可能となるわけではなく、具体的事情によっては、信義則上、後訴の提起または後訴における時効中断の主張が許されないとされる場合はありえよう。こうした信義則による調整は、一部請求訴訟において信義則上の行為責任を観念する近時の有力説の解釈とも親和的であると思われる。

(41) 本判決の匿名コメント（判時二一九〇号二二頁ほか）によれば、「本判決が『およそ』という強い文言を用いていることなどに鑑みると、特段の事情が認められる場合はかなり限定される」としている。

(42) 我妻・前掲注(17)四六五頁、川島編・前掲注(18)一〇七頁〔川井〕、幾代・前掲注(28)五七四頁など参照。

(43) ただし、債権者が債務者に毎年弁済の督促をしていた

という事案であり、催告から六か月以内に再び催告がなされた事案ではない点では本判決の事案と異なる。

(44) 本判決の匿名コメント（判時二一九〇号二二頁ほか）参照。

(45) 例えば、川島武宜『民法総則』（有斐閣・一九六五年）四九〇頁は、催告後六か月以内に訴えを提起したところ、その訴訟が手続上の理由により却下されたが、却下判決が確定した時には催告後六か月以上を経過していたという事例において、当該訴えの提起は催告としての効力を有し、その効力は却下判決確定の時点まで存続するものと解している。

(46) 平成二五年四月に公表された法制審議会民法（債権関係）部会による「民法（債権関係）改正に関する中間試案」では、裁判上の請求その他の手続開始申立てを時効の停止事由として再構成したうえで、裁判上の請求による時効停止の効力は、「債権の一部について訴えが提起された場合であっても、その債権の全部に及ぶものとする」との案が示されていたが、その後、同案の是非については、①このような規律が訴え提起の場合に限って妥当するものであるのか裁判上の請求に準ずるものや他の時効中断事由にも妥当するのかについては未だ議論の途上であり、今回の改正において訴えの提起だけを取り出して明文化するのは適切でないと考えられること、②この点については明文規定を設けずとも、当事者の意思解釈の問題として対処することも可能であると思われること等を理由として、論点として取り上げないこととされている。この点につき、平成二五年一〇月二九日開催の法制審議会民法（債権関係）部会第七九回会議の部会資料（法務省ホームページにて公開。www.moj.go.jp/content/000119882.pdf）参照。

(47) 我妻・前掲注(17)四六五頁、川島編・前掲注(18)一〇五頁〔川井〕、幾代・前掲注(28)五六九頁など参照。

（平成二六年二月八日脱稿）

川嶋　隆憲